

平成 29 年度名古屋市放課後児童健全育成事業者「集団指導」

A 日程：平成 29 年 4 月 27 日（木）午前 9:30～

B 日程：平成 29 年 4 月 28 日（金）午前 9:30～

会場（いれい）：高齢者就業支援センター 大会議室

【事 項】

1 設備及び運営に関する基準等について

- ・放課後児童健全育成事業者として守るべき基準及び条例について
- ・平成 28 年度放課後児童健全育成事業者実地指導において見受けられた事例及び指導内容について
- ・利用者等の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について
- ・利用者等の防犯にかかる安全確保について

2 留守家庭児童健全育成事業の運営助成について

- ・留守家庭児童育成会における繰越金・積立金の適切な管理について
- ・申請書類等の提出期日の遵守について
- ・運営状況の異動に伴う変更手続きについて

3 その他

- ・事故報告様式の改正について
- ・放課後児童クラブ指導員等初級研修の開催について
- ・放課後児童クラブ運営指針解説書の配布について
- ・その他、連絡事項

4 質疑応答

【集団指導の目的】

- 1 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める放課後児童健全育成事業の取扱いに関する事項について周知
- 2 「留守家庭児童育成会運営助成要綱」に基づく事業者に対する本市からの運営助成等の請求に関する事項について周知
- 3 その他、放課後児童健全育成事業者に対して必要な情報の提供

.. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について（省令及び条例抜粋）

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

省令第 6 条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

《条例では》

省令第 6 条第 2 項中「定期的に」とあるのは「少なくとも毎月 1 回は」と読み替えるものとする。

（食料及び飲料水の備蓄）

条例第 4 条 放課後児童健全育成事業者は、非常災害に備え、利用者及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならない。

（設備の基準）

省令第 9 条 2 専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上でなければならない。

（職員）

省令第 10 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする。ただし、その 1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第 5 項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。（1 号～9 号の条文は省略）

4 第 2 項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。

省令附則（職員の経過措置）

第 2 条 この省令の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間、第 10 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

条例附則 2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所であって、省令第 9 条第 2 項及び省令第 10 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当分の間、これらの規定は、適用しない。

（事故発生時の対応）

省令第 21 条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

◆平成28年度放課後児童健全育成事業者実地指導において見受けられた事例及び指導内容◆

※下記のとおり、実地指導を実施したところ、複数の育成会において改善を指導または助言した代表事例について、下表のとおり取りまとめたものを参考としていただき、各育成会における運営の現状を確認されたい。なお、今後の実地指導等において、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等に違反するような状況が見受けられた場合、運営助成金の返還を求めるこもあり得るため、運営については基準等を遵守されたい。

【実地指導実施育成会数：16区60か所 実施期間：平成28年5月～平成29年2月】

区分	【至急改善】 直ちに改善が必要であり、至急対応が求められる事項
	【要改善】 今後、改善を行っていただくことが必要な事項
	【指導事項】 より適切な運営を実施していただくために、見直していただくことが望ましい事項

No.	項目	見受けられた事例	指導内容	区分
01	指導員配置関係	育成会の事業計画書及び運営規程上の開所時間中において、放課後児童支援員が複数人配置（1人は補助員可）されていない時間帯がある開所日が見受けられた。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準違反となる事例であり、育成会の開所時間中における支援の単位ごとの放課後児童支援員の2人以上配置（1人を除き、補助員可）については、経過措置の無い事項であるため、適正な人員が配置されるように至急改善をされたい。	至急改善
02		育成会の事業計画書及び運営規程上の開所時間中において、子どもがいない時間帯について、閉所している（指導員が帰宅している又は出勤していない）時間帯のある開所日が見受けられた。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準違反となる事例であり、事業計画書及び運営規程により本市へ届出された開所時間中については、子どもが居ない時間帯についても、必ず支援の単位ごとの放課後児童支援員の2人以上配置（1人を除き、補助員可）が必要であるため、至急改善をされたい。	至急改善
03		指導員勤務記録について、育成会において作成されていた出勤簿等を確認したところ、日々の出勤者は確認できるが、各職員が勤務した時間帯の記録がされていなかったため、時間帯ごとの職員配置状況が確認できなかった。	各開所日における勤務者の記録については、出勤簿及び勤務割表（シフト表等）を活用して、出勤者の時間帯ごとの勤務状況も明確に確認できるように、勤務記録方法について至急改善されたい。	至急改善
04		職員の勤務記録が正確でなく、実際の勤務状況と異なる勤務時間が記録されていた（実際の勤務時間よりも短く記録されており、複数人配置を確認することができなかつた）。	勤務記録については、正確に記録を行い、勤務実態が正しく把握できるようにされたい。なお、開所時間中においては、支援の単位ごとに放課後児童支援員の複数人配置（1人は補助員可）が必要となるため、留意されたい。	要改善
05	指導員配置関係	指導員の勤務記録が、隣接する育成会と合同で作成されていたため、各育成会ごとの時間帯における職員配置が、確認できなかった。	職員配置の状況については、各育成会ごとに出勤者の時間帯ごとの勤務状況が明確に確認できるように勤務記録を作成されたい。	要改善

No.	項目	見受けられた事例	指導内容	区分
06	指導員 雇用関係	育成会において雇用されている指導員の履歴カード（履歴書）等の全部又は一部について、育成会事業所内において保管がされていなかった。そのため、育成会における放課後児童支援員（有資格者）についても、履歴カード等による資格の確認が出来なかつた。	育成会において雇用している指導員の履歴カード（履歴書）については、運営助成要綱上の育成会備付帳簿であるため、必ず育成会事業所内の鍵のかかる書庫等において、適切に保管をされたい。 また、育成会において、放課後児童支援員を雇用する際は、その認定資格研修受講に必要な資格要件について、該当する資格証の写しについても合わせて保管をされたい（認定資格研修修了者については、その修了証の写し）。	要改善
07		育成会において、雇用保険や労災保険への加入が必要な指導員について、事業者として必要な当該保険への加入手続きが行われていなかつた。また、給与支払者に義務付けられている所得税の源泉徴収等の必要な納税に関する手続きについても行われていなかつた。	育成会は、労働者を雇用する事業主として、勤務する指導員が当該保険への加入要件に該当する場合は、管轄の労働基準監督署まで必要な加入手続きをされたい。また、指導員へ給与を支払っている育成会は、源泉徴収義務者となるため、管轄税務署へ納税に関する必要な手続きをされたい。	要改善
08		育成会において、放課後児童支援員の雇用をする際に、必要な資格要件の確認は行つているが、該当する資格証等の写し等については、微していなかつた。	放課後児童支援員の雇用時は、履歴カード（履歴書）と共に、必要となる資格要件についても確認を行い、該当の資格証写しと合わせて適切に保管をされることが望ましい（認定資格研修修了者については、その修了証の写し）。	指導事項
09		合同雇用されているという職員について、育成会事業所内において、人件費関係の明細等の資料が保管されておらず、人件費について確認することができなかつた。	育成会において負担している人件費等については、その詳細が把握できる資料を保管されたい。	要改善
10	避難訓練 関係	避難訓練について、毎月の実施状況が確認出来なかつた。	避難訓練について、毎月実施がされていなかつた場合、名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例違反となるため、育成会においては、年間の避難訓練計画を作成したうえで、必ず毎月1回以上実施すると共に、実施結果について記録を作成して保管されるよう至急改善されたい。	至急改善
11	避難訓練 関係	避難訓練実施記録について、訓練の実施内容を示す記録簿等は作成されていなかつた。	避難訓練の実施状況については、任意様式の記録簿等（指導日誌でも可）により、具体的に記録し、保管をされたい。	要改善
12		避難訓練を実施したとされている日付の指導日誌には、「避難訓練」と記載があるものの、その具体的な内容については、記録がされていなかつた。	No.11の回答と同じ。	要改善

No.	項目	見受けられた事例	指導内容	区分
13	合同保育 関係	合同保育実施日の指導日誌について、合同保育実施場所の育成会にのみ保管がされており、合同保育に参加していた他の育成会については、当日の指導日誌の保管がされていなかった。	合同保育実施日の指導日誌については、合同保育へ参加をしている全ての育成会において、実施当日の記録として保管をされたい（合同保育実施日の指導日誌については、写しでも可）。	要改善
14	経理関係	おやつ代等について、育成会会計担当者から指導員等へ渡された仮払金が決算書上の支出額として計上されていた。そのため、仮払いされていた小口現金の残金が、決算書上は繰越計上されることなく現場においてそのまま保管されていた。	決算書に計上していただく支出額については、仮払金ではなく、実際に物品を購入した実支出額を計上していただき、年度末時点におけるおやつ代等の小口現金の残金についても、決算書へ正しく繰越計上していただき、適切な決算報告を実施されたい。	要改善
15		決算書上（年度末残高状況）における繰越金額と、預金通帳の繰越残高が相違していた。	決算書及び添付資料を作成する際に、必ず預金通帳の残高についても確認を行い、相違が無いように注意されたい。	要改善
16		現金支出について、レシートや領収書等の紙片の保管がされていない支出が見受けられた。	レシートや領収書等については、現金支出の証拠となるものであるため、各月ごとに整理をしたうえで適切な保管を行い、現金支出について不明瞭な状況が発生しないように注意されたい。	要改善
17		育成会内において、会計監査が行われていなかった。	会計事務については、間違い等を防ぐ観点からも、複数人で事務処理状況の確認を、定期的に行われることが望ましい。	指導事項
18		同一の出納簿において、繰越金・積立金・預かり金等の費目が混在しており、現金の出納が区別しづらい状況が見受けられた。	明瞭な出納管理を行っていただくためにも、費目ごとに区別して出納管理を行っていただくことが望ましい。	指導事項
19	経理関係	出納管理方法について、現金・預金出納帳等は作成せずに、主に預金通帳を利用して出納管理がされていた。	出納管理方法としては、預金通帳だけではなく、必要に応じて出納帳等を作成して管理することにより、支出状況を分かりやすく整理し、育成会内における会計監査が実施しやすい環境を整えていただくことが望ましい。	指導事項
20	マニュアル 作成状況	育成会において、苦情の窓口及び対応方法等について具体的に定めたマニュアル等の作成がされていなかった。	各育成会において、苦情対応の窓口及び対応方法等を明確にして、苦情発生から解決まで、責任を持って対応していく姿勢を示すことにより、地域や利用者への安心・信頼に繋がっていくと考えられるため、各育成会における苦情の対応方法等を定めたマニュアル等の作成及び関係者への周知をすることが望ましい。	指導事項

No.	項目	見受けられた事例	指導内容	区分
21	マニュアル作成状況	育成会において、児童虐待早期発見の窓口及び対応方法等を定めたマニュアル等について、作成されていなかった。	各育成会において、児童虐待早期発見の窓口及び対応方法等を明確にしていただき、虐待発見から解決まで、責任を持つて対応していただく姿勢を示すことにより、地域や利用者への安心・信頼に繋がっていくと考えられるため、各育成会における窓口及び対応方法等を規定したマニュアル等の作成及び関係者への周知をすることが望ましい。	指導事項
22	個人情報取扱関係	個人情報書類の保管方法について、育成会事業所内において、鍵のかかる書庫等の設置が無かった（鍵が壊れていた）。	育成会における個人情報書類の保管方法については、育成会事業所内にある鍵のかかる書庫等において施錠を行い、慎重に管理及び保管をされたい（鍵が壊れている場合は、至急修理をされたい）。	要改善
23	運営委員会関係	運営委員会会議録について、全部又は一部について作成がされていなかった。	運営委員会の開催については、年4回以上としており、本市における育成会の登録要件の一つとなっていることから、会議の開催状況の確認が出来るよう、運営委員会会議録については、必ず作成及び適切な保管をされたい。	要改善
24		育成会が定めた運営委員会規程において、運営委員会の開催回数が「年4回以上」とされていなかった。	育成会の登録要件でもある運営委員会の開催回数については、各年度ごとに4回以上の開催回数を定めて実施されたい。	要改善
25	運営委員会関係	運営委員長の交代の際に、放課後児童健全育成事業変更届の提出がされていなかった。	届出内容に異動がある場合は、速やかに変更届を提出されたい（留守家庭児童育成会助成金変更届の提出についても留意されたい）。	要改善
26		運営委員会会議録について、開催当日の運営委員出席者の記録がされていなかった。	運営委員会については、運営委員の3分の2以上の出席を求めていることから、会議録については、会議開催当日の出席者についても、確認が出来るように記録されることが望ましい。	指導事項
27	処遇改善等事業常勤職員配置等助成	育成支援の各項目の主担当として配置されている職員のことについて、育成支援の各種記録において、主担当として育成支援に従事している旨の記載が無く、当該助成金申請書に記載されている職員が、育成支援の主担当として配置されていることが、助成金申請書以外の書面では確認ができなかった。	放課後児童支援員等処遇改善等事業または常勤職員配置等助成において必要な育成支援の各項目に主担当として従事している職員については、各種記録等において育成支援の主担当として従事している旨が明確に分かるように明記されたい。	要改善
28		育成支援の各項目の記録について、指導日誌等に簡潔な記載はあるものの、具体的な支援の内容については記載がなく、書面上では確認できなかった。	育成支援の各項目における対応記録については、指導日誌や各種記録簿等において、できる限り詳細に内容を記録されたい。	要改善

No.	項目	見受けられた事例	指導内容	区分
29	その他	育成会が開所日の育成支援の記録を行っている指導日誌について、記録が行われていない開所日が見受けられた。	育成会の指導日誌については、運営助成要綱上の備付帳簿であり、開所日においては、その活動実績となる記録でもあるため、開所日の指導日誌については、必ず毎日記録及び保管をされたい。	要改善
30		年度初めの各種報告書類について、未提出のままとなっている書類が見受けられた。	留守家庭児童育成会運営助成要綱等において定められた提出期限を厳守されたい。	要改善
31		各種報告書類及び各種申請書類について、区役所への提出期限を過ぎてから提出されていることが見受けられた。	留守家庭児童育成会運営助成要綱等において定められた提出期限を厳守されたい。	要改善
32		育成会より提出された運営規程及び事業計画書に記載された開所時間について、子どもを受け入れる時間帯ではなく、指導員の主な勤務時間が記載されていた。	運営規程及び事業計画書に記載していただく開所時間については、実際に子どもを受け入れる時間帯を記載されたい。	要改善
33		放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第14条において定められている事業者が定めなければならない運営に関する重要事項について、一部欠落している項目が見受けられた。	本市公式ウェブサイト内「留守家庭児童健全育成事業（学童保育）」ページ内の「留守家庭児童育成会臨時運営委員長会議資料」より閲覧ができる「運営規程（例）」を参考に、定めるべき必要項目については、各育成会において必ず運営規程に定めるようにされたい。	要改善
34		年度初めの各種報告書類について、古い様式にて提出されていた。	報告書類は、最新の様式にて提出されたい。	要改善
35		開所時間を変更する際に、事業計画書には変更後の開所時間を記載したが、運営規程の変更を行っていなかった。	開所時間を変更する際は、放課後児童健全育成事業変更届（第2号様式）と共に、開所時間の記載を修正した運営規程についても改めて提出されたい。	要改善
36		指導日誌について、同一敷地内において活動している複数の育成会が、各育成会ごとではなく、合同で1つにまとめた指導日誌を作成して使用していた。	指導日誌については、各育成会ごとに必要な運営助成要綱上の備付帳簿であるため、各育成会ごとに作成して保管されたい。	指導事項
37		指導日誌等の記録について、育成会のパソコンに当該データを保存して管理していたが、パソコンの故障に伴い、指導日誌等の記録データも失われてしまった。	指導日誌については、各育成会ごとに必要な運営助成要綱上の備付帳簿であるため、その内容が確認できるように、各育成会において適切に作成し、保管されることが望ましい。	指導事項
38		区役所へ提出した各種助成金申請書類等の控え（写し）について、育成会事業所内において保管されていなかった。	各種届出及び申請書類等については、育成会においても、その内容を後日確認できるように、控え（写し）を事業所内において保管されることが望ましい。	指導事項

平成 28 年 12 月 20 日

各留守家庭児童育成会運営委員長 様

名古屋市役所子ども青少年局
青少年家庭部放課後事業推進室長

留守家庭児童育成会における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(依頼)

みだしの件について、本年 8 月の台風 10 号に伴う暴風及び豪雨により、岩手県内の認知症高齢者グループホームにおいて多数の利用者がなくなるという痛ましい被害が発生したことを受け、厚生労働省から別添 1 のとおり通知が発出され、本市といたしましても、内容の重要性に鑑み、各社会福祉施設等に通知（別添 2）したところです。

本市における留守家庭児童育成会につきましても、別添 2 通知にいう計画策定に関しましては、基準条例等において努力義務とされているところですが、非常災害時の児童のさらなる安全確保のため、別添通知等をご参照いただき、避難訓練の実施内容や必要な設備の設置、加えて、具体的な対応計画の策定など、非常時の対応について改めてご検討いただきますようお願いいたします。

なお、留守家庭児童育成会は、厚生労働省の通知（別添 1）における「児童福祉施設等」の放課後児童クラブに該当しますので、年末時点の避難訓練の実施状況や計画の策定状況等を国に報告することとなっております。報告に関する詳細については改めてご連絡いたしますので、よろしくお願いします。

(放課後事業推進係 担当：加藤)

雇児総発 0909 第2号
平成 28 年 9 月 9 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部局長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)

児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備
の強化・徹底について

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

児童福祉施設等は、災害発生時の避難に当たって支援を要する者が利用していることから、利用児童等の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

これまで「社会福祉施設における防災対策の強化について」(昭和58年12月17日社施第121号)等のほか、今回の被害を踏まえ発出した「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」(平成28年9月1日雇児総発0901第3号、社援基発0901第1号、障障発0901第1号、老高発0901第1号)の各通知及び関係法令に基づき、児童福祉施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導を行っていただいているところですが、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、管内市町村及び貴管下児童福祉施設等へ周知いただくとともに、都道府県、市町村におかれでは、水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況(実施時期等)に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願ひいたします。

また、下記3に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、別紙項目について年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。なお、下記1、2に記載する留意点については、下記3に記載する調査対象施設以外においてもご参考としてくださいますようお願ひいたします。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

記

1 情報の把握及び避難の判断について

児童福祉施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用児童等の安全を確保するための行動をとるようにすること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を児童福祉施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月19日付内閣府策定)において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添1「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」も参照すること。

特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用児童等の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、別添2「今後の水害等に備えた警戒避難態勢の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課))を参照願いたい。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

児童福祉施設等は、非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。）を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみでは

なく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとすること。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用児童等の安全が確保できる実効性のあるものとすることが重要であり、別添3～4の資料も参考としながら、各児童福祉施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。(施設が所在する都道府県等で防災計画の指針等が示されている場合には、当該指針等に基づき策定するものとする。)

【具体的な項目例】

- ・児童福祉施設等の立地条件（地形 等）
- ・災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認 等）
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員 等）
- ・避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）
- ・避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）
- ・避難方法（利用児童の年齢や発達に応じた避難方法 等）
- ・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・関係機関との連携体制 等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、必要に応じて夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。

非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力することとし、地域の関係者と課題や対応策を共有しておくこと。

上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえて児童福祉施設等における非常災害対策を講じること。

3 点検及び指導・助言について

都道府県及び市町村は、上記1、2に記載した留意事項を踏まえ、児童福祉施設等における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されているが項目等が不十分である場合については、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善されるよう、指導・助言を行うこと。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施し、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立てるように指導・助言を行うこと。

別紙の3の対象施設における別紙の1、2に記載した項目について、年末時点の状況を都道府県又は市町村において把握及び報告をお願いすることとなる。

なお、別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があることを予めご承知おき願いたい。

【参考となる資料】

(別添1)「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」(内閣府作成)

(別添2)「今後の水害等に備えた警戒避難態勢の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)

(別添3)「保育施設のための防災ハンドブック」(経済産業省作成)

<http://www.meti.go.jp/policy/servicepolicy/bousai2.pdf>

(別添4)「児童福祉施設における防災計画作成指針」(平成25年1月石川県健康福祉部少子化対策監室)

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kosodate/bousai/documents/manual.pdf>

調査項目案（予定）

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
 - ・児童福祉施設等の立地条件
 - ・災害に関する情報の入手方法
 - ・災害時の連絡先及び通信手段の確認
 - ・避難を開始する時期、判断基準
 - ・避難場所
 - ・避難経路
 - ・避難方法
 - ・災害時の人員体制、指揮系統
 - ・関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成28年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定時期はいつか。

3 対象施設

- ・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・保育所 ・幼保連携型認定こども園
- ・児童厚生施設（児童館・児童センター） ・児童養護施設
- ・情緒障害児短期治療施設 ・児童自立支援施設 ・家庭的保育事業所
- ・小規模保育事業所 ・事業所内保育事業所 ・児童相談所一時保護施設
- ・婦人相談所一時保護施設 ・認可外保育施設 ・自立援助ホーム ・婦人保護施設
- ・放課後児童クラブ

※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり、非常災害対策として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。

※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等がありうる。

平成 28 年 10 月 31 日

各社会福祉施設長 様
各事業所長様

健康福祉局長
子ども青少年局長
防災危機管理局長

社会福祉施設等における利用者の安全確保及び
非常災害時の体制整備の強化・徹底について（依頼）

日ごろは本市福祉行政にご理解ご協力を賜りましてありがとうございます。

8月の台風10号に伴う暴風及び豪雨により、岩手県内の認知症高齢者グループホームにおいて多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害が発生いたしました。この被害を受け、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、各施設におかれでは以下の点にもご留意いただきながら、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

1 非常災害対策計画の策定について

社会福祉施設等については、施設種別ごとに本市が定めた施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等（以下「基準条例等」と言います。）において、非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」と言います。）を定めることとされています。この計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はありませんが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする必要があります。そこで、各施設において非常災害対策計画の内容についてご確認をお願いします。特に、浸水想定区域内（注1）に存する施設については水害対策にかかる項目を、土砂災害警戒区域内（注2）に存する施設については土砂災害対策にかかる項目を確認していただきますようお願いします。なお、計画の見直しに当たっては、添付の「非常災害対策計画作成の手引き（水害編、土砂災害編）」をご参照ください。

また、同様に基準条例等において実施が定められている避難訓練についても、それぞれの災害にかかる訓練を実施していただきますようお願いします。

なお、これらの区域に該当するかどうかは、本市が作成した「あなたの街の洪水・内水ハザードマップ」及び愛知県が作成した「愛知県土砂災害情報マップ」でご確認く

ださい。

参考 URL

- ・名古屋市あなたの街の洪水・内水ハザードマップ
<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/20-2-6-6-0-0-0-0-0-0.html>
 - ・愛知県土砂災害情報マップ
<http://sabomaps.pref.aichi.jp/portal/showmap.php>
- (注1) 浸水深0.5m以上
- (注2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

2 情報の把握及び避難の判断について

添付のパンフレット（本市防災危機管理局作成）に、防災情報を入手するための様々な手段が掲載されています。こうした手段を活用し、情報把握に努め、利用者の安全を確保するための行動をとるよう非常災害対策計画の策定をお願いします。

3 本市における状況の把握について

非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況等について、年末時点の状況を把握し、厚生労働省へ報告することとなっております。該当の施設にあっては、あらためて通知をさせていただきます。

4 浸水想定区域内の施設について

水防法では、浸水想定区域内（上記注1と同じ）に存し、名古屋市地域防災計画（注3）にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設等）の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を図るために計画を作成するとともに、訓練の実施等に努めなければならないと定められております。

なお、平成27年の水防法改正に伴い、順次浸水想定区域や対象施設の見直しが行われる予定であり、該当の施設にあっては、あらためて通知をさせていただきます。

参考 URL

- ・名古屋市地域防災計画付属資料編計画資料89-2
<http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-2-4-0-0-0-0-0-0.html>
- (注3) 名古屋市地域防災計画とは、市域にかかる防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定める総合計画です。

子ども青少年局青少年家庭部放課後事業推進室 電話052-972-3092
防災危機管理局危機管理企画室 電話052-972-3527

非常災害対策計画作成の手引き

(水害編、土砂災害編)

この手引きは、水害、土砂災害時における避難について、記載例と留意事項等を示したものであり、各施設ではこれを参考に施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成してください。

なお、既に火災や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「水害、土砂災害時の非常災害対策計画」の項目を追加することでもかまいません。

水害、土砂災害時の非常災害対策計画の作成にあたっては、名古屋市が作成している「あなたの街の洪水・内水ハザードマップ」、愛知県が作成している「土砂災害情報マップ」で情報の伝達方法や避難場所・避難経路等をご確認ください。

・名古屋市あなたの街の洪水・内水ハザードマップ

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/20-2-6-6-0-0-0-0-0-0.html>

・愛知県土砂災害情報マップ

<http://sabomaps.pref.aichi.jp/portal/showmap.php>

一目次一

1. 計画の目的	1
2. 計画の適用範囲	1
3. 防災体制	2
4. 情報収集及び伝達	7
5. 避難誘導	13
6. 防災教育及び訓練の実施	16

「〇〇〇〇（施設名）」における水害、土砂災害時の非常災害対策計画

1. 計画の目的

《記載例》

- この計画は、水害、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

《留意事項》

- 非常災害対策計画は、火災に対処するための計画のみでなく、火災、水害、土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、災害ごとに別の計画として策定する必要はありませんが、水害、土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとしなければなりません。

2. 計画の適用範囲

《記載例》

- この計画は、「〇〇〇〇（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

《留意事項》

- 施設の利用者や従業員等を把握し、施設の規模や利用者数等に応じた計画を作成する必要があります。
- 利用者数が曜日や時間帯によって変動する場合には、留意が必要です。また、従業員数が少なくなる夜間や休日の対応についても検討しておく必要があります。

3. 防災体制

(1) 避難に必要な職員数等

《記載例》

- 統括管理者〇〇、総括・情報班長〇〇、班員〇人、避難誘導班長〇〇、班員〇人
避難誘導協力者〇〇

《留意事項》

- 施設には介助が必要な利用者がいる場合もあります。利用者の状況に合わせた人員を配置することが必要です。

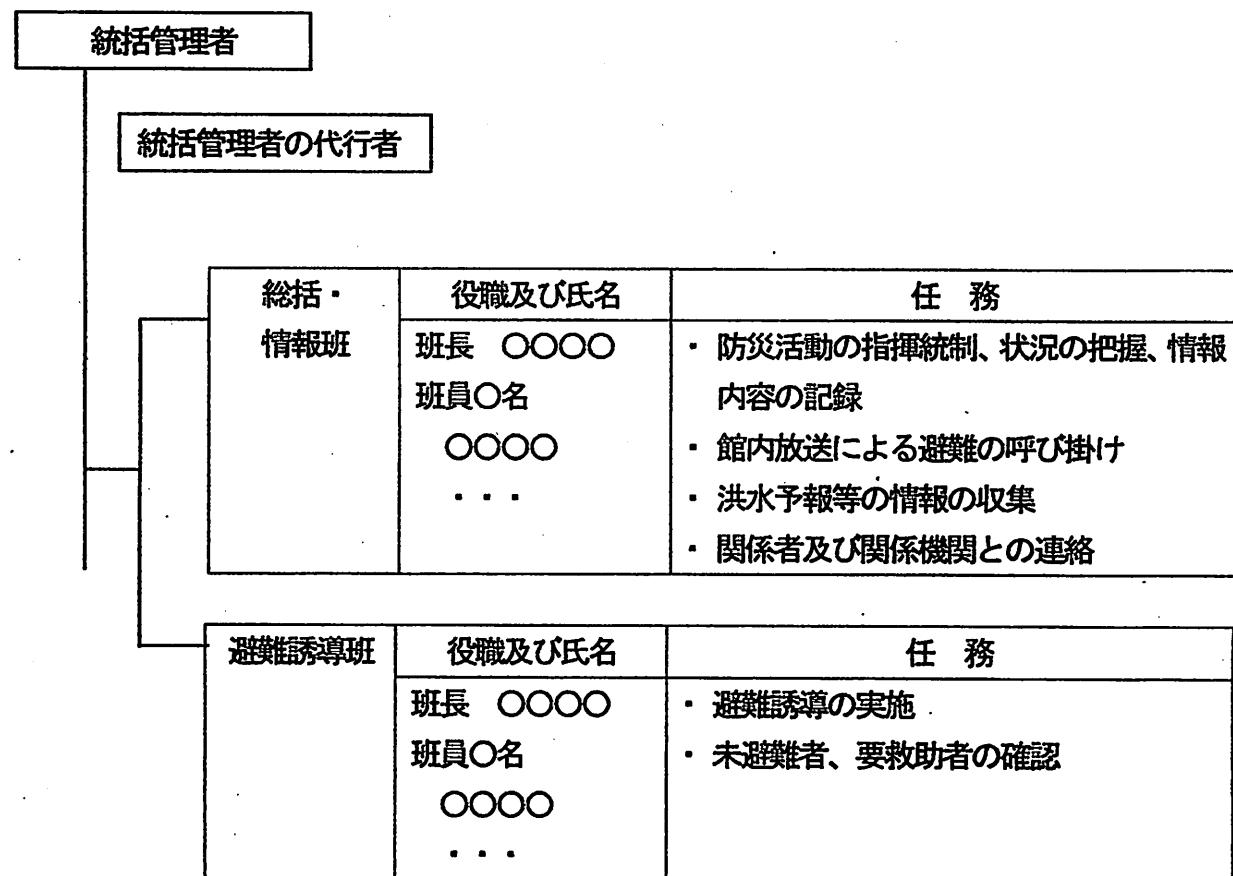
(2) 災害時の参集方法

《記載例》

- 交通手段が遮断されないよう発災前に参集することを基本とする。
- 発災時は確実に参集できる交通手段を各自選択し、事前に決めておく。

(3) 組織の編成

《記載例》



《記載例》

対応	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
情報収集 体制	<p><気象情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、高潮注意報 ・大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、高潮警報 ・大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、高潮特別警報 ・土砂災害警戒情報 <p><洪水予報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇川氾濫注意情報 ・〇〇川氾濫警戒情報 ・〇〇川氾濫危険情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報等の情報収集 ・周辺住民への事前協力依頼 ・保護者への事前連絡 	総括・情報班 (氏名)〇〇〇〇 (氏名)〇〇〇〇 (氏名)〇〇〇〇
避難行動 体制①	・避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する資器材の準備 ・要配慮者の避難誘導 	避難誘導班 (氏名)〇〇〇〇 (氏名)〇〇〇〇
避難行動 体制②	・避難勧告及び避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者以外の利用者、従業員の避難誘導 	避難誘導班 (氏名)〇〇〇〇 (氏名)〇〇〇〇

《留意事項》

- 自力移動困難者については、避難の判断を含めて検討することが望ましいです。
- 自力移動困難者の早期避難が必要な場合があります。

《参考1》

気象情報と 洪水予報の種類	発表基準
洪水注意報	大雨、長雨などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水警報	大雨、長雨などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨警報（土砂災害、浸水害）	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。気象庁から大雨警報が発表される際、特に警戒を要する災害を「大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）」で示されます。
大雨特別警報（土砂災害、浸水害）	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
高潮特別警報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想したとき
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき
○○川氾濫 注意情報	○○河川の基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
○○川氾濫 警戒情報	○○河川の基準点の水位が避難判断水位に到達したとき
○○川氾濫 危険情報	○○河川の基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき

《参考2》

避難情報の種類	住民・要配慮者に求められる行動
避難準備情報	避難をする状況になる可能性がある段階 要配慮者等で避難に時間をする者が避難を開始する目安の段階
避難勧告	災害が発生する恐れがあるため避難する段階
避難指示	被害の危険が目前に迫っており避難する段階 避難する余裕がない場合は強固な建物の上階など安全な場所へ退避する段階

(4) 施設の整備

《記載例》

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する設備及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帶用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

《留意事項》

- ここでは、情報収集・伝達及び避難誘導に使用する設備又は資器材について記載するものとし、記載した資器材は計画の作成と併せて整備・備蓄しておくものとします。
- 夜間も利用者が施設内に滞在する施設においては、停電時における避難誘導の際に使用する懐中電灯や予備電源等の設備又は資器材について検討し記載するものとします。

4. 情報収集及び伝達

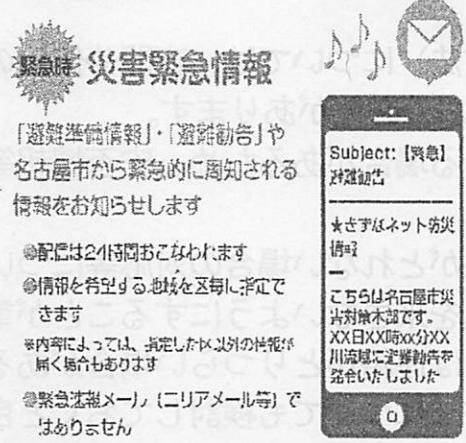
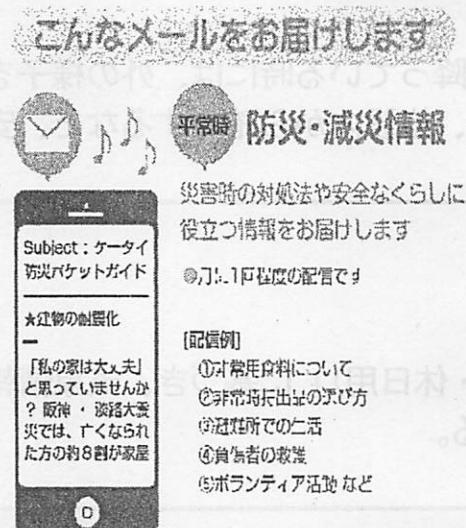
(1) 情報収集

《記載例》

■ 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁ホームページ、名古屋市水防情報システム）等
洪水予報	電子メール（きずなネット防災情報）、テレビ、ラジオ、インターネット（市役所のウェブサイト）、緊急速報メール、同報無線（音声）による広報、広報車による広報等
避難情報を	電子メール（きずなネット防災情報）、テレビ、ラジオ、インターネット（市役所のウェブサイト）、緊急速報メール、同報無線（音声）による広報、広報車による広報等

例 きずなネットを活用した情報収集

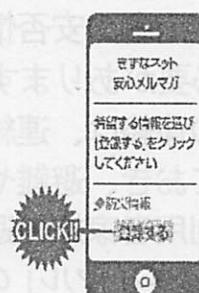


地震・津波や大雨などにより、災害発生が予想される場合の避難に関する情報や災害時に役立つ情報をメールでお知らせします。

きずなネット防災情報の登録方法

登録は簡単3ステップ!

- 1 空メールを送信
m.saigai@cep.jp
- 2 届いたメールのURLをクリック
QRコード読み取る
さらに簡単!
- 3 登録したい情報を選んでクリック



- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

《留意事項》

- 大規模な水害が発生した場合には、停電することが十分に想定されることから、停電時においても情報を収集できるよう検討しておく必要があります。

- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内等の安全な場所から確認を行う。

《留意事項》

- 避難に備えて、周辺の水路が溢れていないか、道路が通行できるか等、あらかじめ確認しておくことが望ましいです。
- また、浸水が始まっていないか、土砂災害の前兆が無いか等についても注意が必要です。
- ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っている時には、外の様子を確認するために外出することは危険であるため、施設内から確認するなど、安全に配慮する必要があります。

(2) 情報伝達及び関係機関との連携体制

《記載例》

- 別表「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

《留意事項》

- 緊急時における連絡体制（連絡網及び連絡方法）については、夜間や休日の従業員の勤務状況を踏まえ、あらかじめ定めておく必要があります。
- 名古屋市から利用者の安否情報の提供を求める場合があるため、安否情報等を整理しておく必要があります。（様式1（例））
- 利用者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整しておき、避難や引き渡しに混乱を来さないようにすることが重要です。なお、利用者家族の避難状況によっては連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル」の利用等の連絡方法についても検討しておくと良いです。（様式2（例））

《記載例》

・施設内緊急連絡網（情報収集体制）

○（平日用、休日用）

統括管理者 OOOO
連絡先△△△-△△△△

総括・情報班長 OOOO
連絡先△△△-△△△△

班員 OOOO
連絡先△△△-△△△△

避難誘導班長 OOOO
連絡先△△△-△△△△

班員 OOOO
連絡先△△△-△△△△

・施設内緊急連絡網（避難行動体制 ① ② ）

○（平日用、休日用）

統括管理者 OOOO
連絡先△△△-△△△△

総括・情報班長 OOOO
連絡先△△△-△△△△

班員 OOOO
連絡先△△△-△△△△

保護者等 OOOO
連絡先△△△-△△△△

避難誘導班長 OOOO
連絡先△△△-△△△△

班員 OOOO
連絡先△△△-△△△△

避難誘導協力者 OOOO
連絡先△△△-△△△△

《記載例》

・関係機関連絡先

○○区役所 連絡先〇〇〇-〇〇〇〇
FAX〇〇〇-〇〇〇〇
○○消防署 連絡先〇〇〇-〇〇〇〇
FAX〇〇〇-〇〇〇〇
○○局○○課 連絡先〇〇〇-〇〇〇〇
FAX〇〇〇-〇〇〇〇
関係医療機関 連絡先〇〇〇-〇〇〇〇
FAX〇〇〇-〇〇〇〇
○○小学校（避難所） 連絡先〇〇〇-〇〇〇〇
FAX〇〇〇-〇〇〇〇

様式1(例)

避難状況整理票

(○日○時○分現在)

事業所名 ○○○○
 住所 名古屋市○○区○○町○○番地
 連絡先 ○○○-○○○○

避難所 ○○小学校

氏名	生年月日	自宅の住所	現在の居所			確認日時 身体等の状況
			自宅	避難所	その他	
○○ ○○	明治○年○月○日	○市○区○町○番地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	大正○年○月○日	○市○区○町○番地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	昭和○年○月○日	○市○区○町○番地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	○年○月○日	○市○区○町○番地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	○年○月○日	○市○区○町○番地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	○年○月○日	○市○区○町○番地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	○年○月○日	○市○区○町○番地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	○年○月○日	○市○区○町○番地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	○年○月○日	○市○区○町○番地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	○年○月○日	○市○区○町○番地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

様式2(例)

利用者家族連絡網

氏名	生年月日	自宅の住所 連絡先	保護者名(関係) 連絡日時	避難先			備考
				自宅引き取り	避難軒	その他	
○○ ○○	明治〇〇年 〇月〇日	〇市〇区〇町〇番地 〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇 〇〇 () 月 日 時 分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	大正〇〇年 〇月〇日	〇市〇区〇町〇番地 〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇 〇〇 () 月 日 時 分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	昭和〇〇年 〇月〇日	〇市〇区〇町〇番地 〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇 〇〇 () 月 日 時 分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	〇〇 年 〇月〇日	〇市〇区〇町〇番地 〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇 〇〇 () 月 日 時 分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	〇〇 年 〇月〇日	〇市〇区〇町〇番地 〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇 〇〇 () 月 日 時 分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	〇〇 年 〇月〇日	〇市〇区〇町〇番地 〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇 〇〇 () 月 日 時 分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	〇〇 年 〇月〇日	〇市〇区〇町〇番地 〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇 〇〇 () 月 日 時 分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	〇〇 年 〇月〇日	〇市〇区〇町〇番地 〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇 〇〇 () 月 日 時 分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	〇〇 年 〇月〇日	〇市〇区〇町〇番地 〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇 〇〇 () 月 日 時 分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	〇〇 年 〇月〇日	〇市〇区〇町〇番地 〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇 〇〇 () 月 日 時 分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	〇〇 年 〇月〇日	〇市〇区〇町〇番地 〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇 〇〇 () 月 日 時 分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	〇〇 年 〇月〇日	〇市〇区〇町〇番地 〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇 〇〇 () 月 日 時 分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	〇〇 年 〇月〇日	〇市〇区〇町〇番地 〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇 〇〇 () 月 日 時 分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	〇〇 年 〇月〇日	〇市〇区〇町〇番地 〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇 〇〇 () 月 日 時 分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	〇〇 年 〇月〇日	〇市〇区〇町〇番地 〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇 〇〇 () 月 日 時 分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○○ ○○	〇〇 年 〇月〇日	〇市〇区〇町〇番地 〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇 〇〇 () 月 日 時 分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

5. 避難誘導

(1) 施設の立地条件

《記載例》

- 想定浸水深〇m～〇m
- 土砂災害警戒区域内

(2) 避難場所（水害）

《記載例》

- 想定浸水深より高い上階である〇階へ避難する。
- 避難場所は、〇〇区〇〇町〇丁目「〇〇小学校」とする。
- 周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設〇棟の〇階へ避難するものとする。なお、上階避難に際して、浸水の恐れがある場合は救命胴衣の着用等、救命対策が必要である。

《留意事項》

- 万が一避難が遅れた者や避難場所までの避難が困難な者が発生した場合を想定して、洪水・内水ハザードマップの浸水深等を参考に、計画の対象施設又は近隣の施設の上層階を一時避難所として設定しておくことが望ましいです。また、土砂災害の恐れがある場合は、建物内の上階等、山の斜面の反対側へ一時避難として設定しておくことが望ましいです。
- 上層階に一時避難した場合には、浸水の長期化や孤立によって、水や食料の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な物資の備蓄や最低限必要な照明等の準備を整えておくなど、留意が必要です。

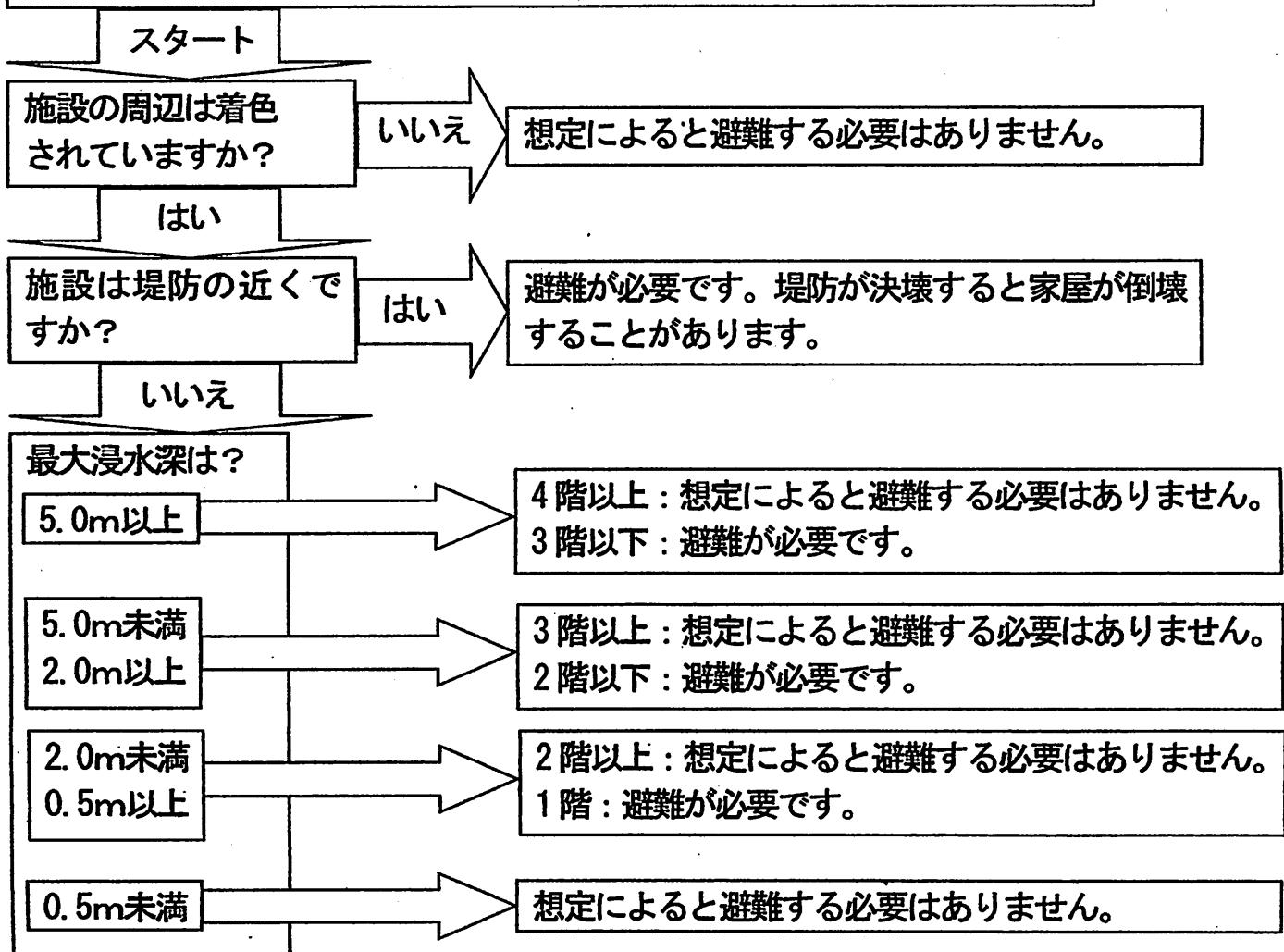
(3) 避難場所（土砂災害）

《記載例》

- 土砂災害（特別）警戒区域の区域外へ避難する。
- 避難場所は、〇〇区〇〇町〇丁目「〇〇小学校」とする。

《水害に対しての避難行動の目安》

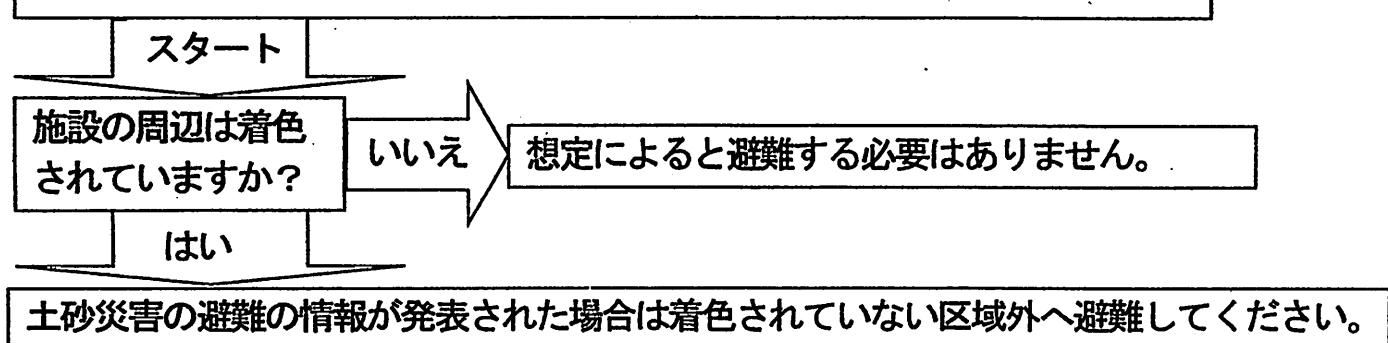
施設周辺の最大浸水深（内水氾濫と河川洪水氾濫で最も深くなる水深）を「あなたの街の洪水・内水ハザードマップ」でご確認ください。



※避難する必要がなくてもあくまで想定ですので、日ごろの準備は必要です。

《土砂災害に対しての避難行動の目安》

施設周辺の土砂災害の危険性を「土砂災害情報マップ」でご確認ください。



(4) 避難経路

《記載例》

- 水害、土砂災害時における避難場所までの避難経路については、別紙〇「避難経路図」のとおりである。

《留意事項》

- 洪水・内水ハザードマップ等には、避難経路となる道路の他、土砂災害の危険箇所等も記載されていますので、それらを参考に安全な避難経路を設定してください。
- 上層階への一時避難の場合は、館内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定してください。なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意してください。
- 避難経路については、河川や海からの氾濫水が到達していなくても内水による浸水が発生していることも考えられることから、避難する人数等も考慮して、可能な限り標高が高い道路を選定することが望ましいです。

(5) 避難誘導方法

《記載例》

- 避難場所（〇〇区〇〇町〇丁目「〇〇小学校」）に避難する際は、避難を開始する前に、必ず避難場所の開設状況等を確認する。
〇〇区役所 〇〇〇—〇〇〇〇
- 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について説明する。
- 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- 浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

《留意事項》

- 避難誘導方法については、時間帯毎（昼夜、休日）に避難する人数、従業員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等を具体的に定めておく必要があります。
- 車での避難は、浸水箇所で動けなくなる危険や川沿いの道路から川に転落する危険等を伴うため、安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断する必要があります。また、夜間の屋外への避難にあたっては、目の不自由な利用者に対しても、安全かつ迅速に誘導できるよう、避難誘導員は避難者が一見して誘導員と識別できるよう明るい色の衣服を着用したり、側溝やがれき等の危険箇所に近づかないよう蛍光塗料を使ってルート誘導を行ったり、安全に配慮した工夫をすることが望ましいです。
- 夜間の避難は時間を要することから、余裕を持った避難をすることが望ましいです。

6. 防災教育及び訓練の実施

《記載例》

- 新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 每年〇月に全従業員及び利用者を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

《留意事項》

- 避難を円滑かつ迅速に確保するためには、本計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。
- 研修や訓練には、名古屋市が配布している洪水・内水ハザードマップ等の他、国土交通省等が実施する出前講座等が活用できます。
- 地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、当該訓練の実施をもって、本計画に基づく情報伝達及び避難誘導に関する訓練に代えることができるものとします。（ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合があることの従業員等への周知や、洪水時等の避難に関する研修を別途実施してください。）

非常災害対策計画
作成の手引き（水害編、土砂災害編）

作成者 名古屋市
作成年月 平成28年10月

「【施設名】」における非常災害対策計画

1 総論

(1) 計画の目的

この計画は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第1項の規定に基づく非常災害対策計画であり、地震、風水害その他の非常災害時における利用者及び職員の円滑かつ迅速な避難及び安全の確保を図ることを目的とする。

(2) 計画の適用範囲

この計画は、当該施設の職員及び利用者全てに対し適用するものとする。

(3) 施設の立地条件 ★

所在地	想定浸水深				土砂災害	
津波	洪水	内水	高潮	警戒区域	特別警戒区域	

(4) 防災教育及び訓練の実施 ★

施設長は、非常災害に備えるため、日ごろから職員、利用者及びその保護者に対し防災教育を行い、毎月1回以上消火・避難訓練を実施しなければならない。なお、年間の消火・避難訓練の中で、次の各号に挙げる災害にかかる訓練をそれぞれ1回以上行うものとする。

- ① 地震
- ② 風水害
- ③ 土砂災害
- ④ 津波

2 施設の防災体制

(1) 非常災害時の体制

①非常災害時の体制 ★

担当班	体制	任務
統括責任者	施設長 (不在時は○○が代理)	・全体の総括 ・避難開始の決定、避難人員の確認及び災害の状況の把握
情報班	【リーダー：○○】 事務員 ○名 指導員 ○名	・災害に関する情報の収集 ・職員・利用者・保護者・関係機関への情報伝達
避難誘導班	【リーダー：○○】 指導員 ○名	・避難者の避難場所への誘導 ・避難器具・携行品等の管理 ・避難者の保護
応急救護班	【リーダー：○○】 看護師 ○名 指導員 ○名	・負傷者・傷病者の保護

②職員の連絡体制 ★

別添連絡網のとおり

③関係機関との連携 ★

機関名及び連絡先	報告事項
名古屋市子ども青少年局○○課 TEL○○○-○○○○ FAX○○○-○○○○	・避難報告 ・施設の被災状況の報告 ・施設の休止・再開の報告
名古屋市○○児童相談所 TEL○○○-○○○○ FAX○○○-○○○○	・入所児童の安否の報告

(2) 情報収集 ★

非常災害により被害が生ずるおそれがある場合は、気象庁や自治体から発出される情報の収集に努めるとともに、安全な場所から施設近隣の状況を確認し、避難に備えるものとする。

なお、気象庁や自治体からの情報の収集手段は次のとおり。

情報	収集方法
気象情報 洪水予報	テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁ホームページ、名古屋市水防システム）等
避難情報 東海地震注意情報 東海地震に関する警戒宣言	電子メール（きずなネット防災情報）、テレビ、ラジオ、インターネット（市役所のウェブサイト）、緊急速報メール（エリアメール）、同報無線による広報、広報車による広報等

(3) 各種警報等が発令された際の対応 ★

情報	活動内容
気象庁の発する各種注意報 気象庁の発する各種警報（暴風・大津波を除く） 気象庁の発する各種特別警報 土砂災害特別警戒情報 各種洪水予報	情報収集
気象庁の発する暴風警報 東海地震注意情報 東海地震に関する警戒宣言	施設の休止 利用児童の保護者に対する連絡
避難準備情報 避難勧告 避難指示 大津波警報	避難行動の開始

※近隣の状況や気象予報等から早めの対処が必要と判断される場合は、上記に問わらず速やかに応急対策を開始すること。

3 避難行動

(1) 避難場所及び避難経路 ★

避難場所	(階)								
想定する災害	火災	地震	津波	洪水	内水	高潮	土砂	避難所要時間	
避難経路									
避難方法									
備考									

避難場所	(階)								
想定する災害	火災	地震	津波	洪水	内水	高潮	土砂	避難所要時間	
避難経路									
避難方法									
備考									

(2)避難時の携行品一覧

①品目

②保管場所

(3)関係機関への報告

施設外へ避難した場合は、名古屋市子ども青少年局〇〇課に次の事項を報告する。

- ①避難先
- ②避難人数（職員〇名、利用者〇名）
- ③避難中の連絡先
- ④その他被害状況等

5 なごや減災プロジェクト

名古屋市とウェザーニューズ社が共同で運営するウェブサイトです。

市民の皆様から寄せられた被害情報や気象に関する情報を、携帯電話やパソコンを活用してインターネット上で共有することができるとともに、名古屋市からの緊急情報もお知らせします。

なごや減災メールを設定すると、設定したエリアで冠水・浸水などの被害が発生した、またはその可能性がある時に、すぐにメールでお知らせします。



こちらから
アクセス



6 SNS (Twitter, Facebook)

平常時は、防災に関するイベントなどの情報や防災の普及啓発に関する情報などを、災害時は、避難に関する情報や災害発生後の生活支援に関する情報を発信しています。

自動登録あり
(震災前登録)

Twitterでは
アラート機能により
重要な情報をプッシュ
通知で受け取ること
もできます。



こちらから
アクセス



7 名古屋市公式ウェブサイト

名古屋市内で災害が発生した場合には、名古屋市公式ウェブサイトのトップページにおいて様々な情報を発信しています。



こちらから
アクセス



こんなとき 防災情報を どうやって入手する？

避難勧告

出てるのかな？

次の項目を
チェック

12567



避難するのにどこに
逃げればいいのか。

次の項目を
チェック

45

被災した時、
いろいろな手続きは
どうすればいいの？

次の項目を
チェック

167



今どれだけ雨が
降ってるのかな。
河川は氾濫
しないかな？

次の項目を
チェック

345



防災について
勉強したいけど、
何かイベントは
ないかしら。

次の項目を
チェック

167

名古屋市では、地震や大雨などの災害が発生した時、または災害が発生する恐れがあるときは、防災に関する情報を、テレビやラジオだけでなく様々な手段で市民の皆様にお知らせしています。

名古屋市防災危機管理局

危機対策室 危機対策係(情報・啓発担当) TEL:052-972-3526 FAX:052-962-4030

1 きずなネット防災情報

自動記信あり
(要事前登録)

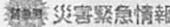
こんなメールをお届けします。



平成防災・減災情報

災害時の対応法や安全な暮らしに役立つ情報をお届けします。
毎月に1回程度の配信です。

【登録内容】
①非常用備蓄について
②非常用出走の選び方
③避難所での生活
④負傷者の状況
⑤ボランティア活動など



地震緊急情報

「避難準備情報」「避難勧告」や名古屋市から緊急的に発信される情報をお知らせします。

お記憶は24時間流れません。

お困りの方は、お近くの区町に連絡で

ます。区内によっては、隣接する区以外の情報が含まれる場合があります。

お困りの方は、お近くの区町に連絡で

ます。

お困りの方は、お近くの区町に連絡で

ます。

地震・津波や大雨などにより、災害発生が予想される場合の避難に関する情報や災害時に役立つ情報をメールでお知らせします。

きずなネット防災情報の登録方法

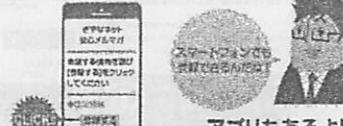


登録は簡単3ステップ!

- 空メールを送信
m.saigai@cep.jp
- 届いたメールのURLをクリック
- 登録したい情報を選んでクリック



バーコード表示
古谷に簡単!



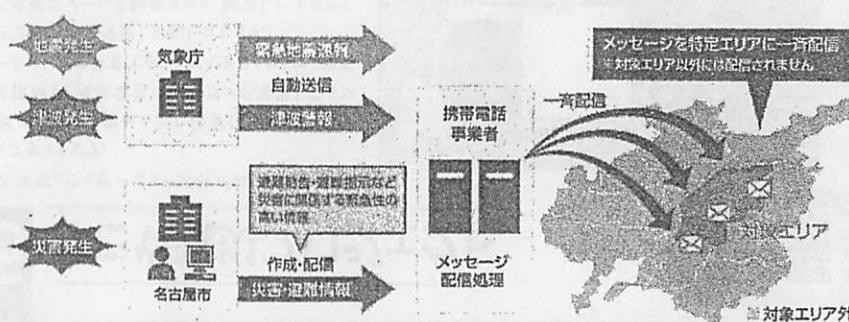
アプリもあるよ!

2 緊急速報メール(エリアメール)

自動記信あり
(要事前登録)

携帯電話事業者では、気象庁から配信される緊急地震速報や津波警報とともに、地方公共団体から配信する災害・避難情報と一緒に配信するサービスの提供を行っています。

(受信機能のある機種に限られますが、対応機種でも受信設定が必要な場合があります。取扱説明書又は販売店にご確認ください)



3 名古屋市水防情報システム(NICOS)

市内及び周辺部の雨量や河川水位の状況などを確認することができます。早期避難の判断などにお役立てください。

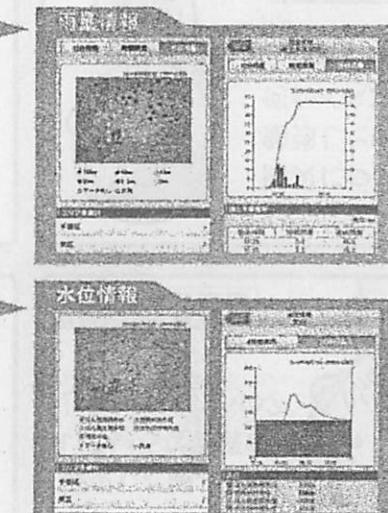
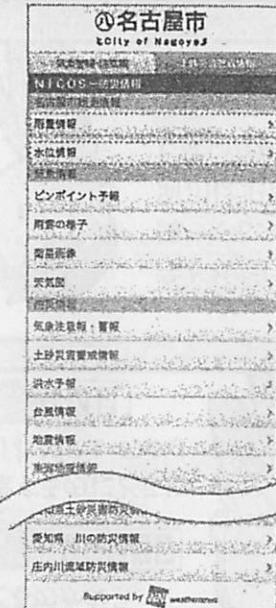
パソコンをご利用の方はこちら
名古屋市水防システム

スマートフォンをご利用の方はこちら

名古屋市水防システム

在線登録

QRコード登録



4 名古屋市防災アプリ

iPhone,iPadをご利用の方はこちら
Androidをご利用の方はこちら



名古屋市の地震や洪水の被害想定や避難所、津波避難ビル等の避難情報をスマートフォンやタブレットで確認できます。

GPSと連携して現在地周辺の被害想定や避難所情報がカメラ画像に合成表示されます。

[トップページ](#) [暮らしの情報](#) [消防・防災・危機管理](#) [防災](#) [\(現在の位置\)防災ピックアップ情報](#)

防災ピックアップ情報

ソーシャルメディアへのリンクは別ウインドウで開きます [ツイート](#) [シェア](#) [このページを印刷する](#) 最終更新日:2016年7月8日

ページの概要:よく利用される防災に関するコンテンツへリンクします。



災害時に役立つ情報や家庭や地域、企業の取り組み等をご紹介する防災のピックアップ集です。名古屋市の防災に関する計画やリンク先についてもご紹介しています。

名古屋市は、過去に伊勢湾台風や東海豪雨等の災害を経験し、南海トラフ巨大地震の発生も危惧されています。南海トラフ巨大地震が発生すれば、本市でも甚大な被害が出ると想定されています。

ただし、適切な対策が講じられれば、被害を大幅(約5分の1)に軽減できることを知っていますか。

災害はいつ発生するか分かりません。このページで災害について知り、適切に備えましょう。

災害時の情報

[災害時の緊急情報](#)

[防災スピーカー](#)

[緊急速報メール](#)

[きずなネット防災情報](#)

[なごや減災プロジェクト](#)

[名古屋市防災Twitter](#)

[名古屋市防災Facebook](#)

[Google、Yahoo!JAPANを活用した防災情報の発信](#)

[大学・企業等との連携](#)

[防災マップ](#)

[避難勧告等の説明](#)

[多言語による災害情報\(名古屋国際センター\)\(外部リンク\)](#)

[市バス・地下鉄運行状況\(名古屋市交通局\)\(外部リンク\)](#)

家庭の防災対策

家庭内での取り組みについて確認しておきましょう。

[家族防災会議](#)

[建物の耐震対策](#)

[家具の転倒防止](#)

[液状化対策](#)

[非常持出品](#)

[簡易水防工法](#)

[食への備え](#)

[ペットへの備え](#)

地域の防災対策

[防災安心まちづくり運動](#)

[自主防災組織](#)

[助け合いの仕組みづくり](#)

[地域防災協力事業所](#)

[訓練予定](#)

[避難所運営マニュアル](#)

災害時に役立つ施設[津波避難ビル](#)[応急給水施設\(上下水道局\)\(外部リンク\)印](#)[災害応急用協力井戸](#)**企業の防災対策**[BCP\(事業継続計画\)策定支援](#)[地震防災規程の作成](#)[帰宅困難者対策\(愛知県\)\(外部リンク\)印](#)**防災の計画**[名古屋市防災条例](#)[名古屋市地域防災計画](#)[名古屋市震災対策実施計画](#)[名古屋市地震対策基本方針](#)[名古屋市業務継続計画](#)[名古屋市防災会議](#)[名古屋市国民保護計画](#)[震災に強いまちづくり方針](#)**被災後の情報**

被災後の生活支援に関するお問い合わせ先や災害による心への影響について

[被災者の生活支援](#)[災害とこころ](#)**関連リンク**[東日本大震災への対応](#)[名古屋市水防情報システム\(外部リンク\)印](#)[名古屋市水防情報システム\(スマートフォン版\)\(外部リンク\)印](#)[上下水道局\(あまみず\)情報\(上下水道局\)\(外部リンク\)印](#)[ボランティア活動\(市民活動推進センター\)\(外部リンク\)印](#)[港防災センター](#)[放射線観測情報](#)**このページの作成担当**

防災危機管理局 危機対策室情報・啓発担当

電話番号: 052-972-3526

ファックス番号: 052-962-4030

電子メールアドレス: a3526@bosaiikikanri.city.nagoya.lg.jp[防災危機管理局](#)**このページについてご意見をお聞かせください****ご注意**

- お答えが必要なお問合せは、直接担当部署へお願ひいたします(こちらではお受けできません)。問合せ先等が不明な場合は、ページ下部の「このページの作成担当」などをご確認下さい。
- 個人情報を含む内容は記入しないでください。

ご意見[防災に戻る](#)

平成 29 年 4 月 6 日

各留守家庭児童育成会運営委員長 様

名古屋市子ども青少年局青少年家庭部
放課後事業推進室長

放課後児童クラブにおける防犯に係る安全確保について

今般、大分県宇佐市において、放課後児童クラブ（認定こども園内に設置）に男が侵入し、放課後児童クラブの児童や職員に危害を加えたとの報道がありました。現在、大分県においては、放課後児童クラブの利用児童や職員等への心のケア等が進められているところです。

また、社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保については、平成 28 年 9 月 26 日付で別添のとおり通知を発出しておりますが、この度、厚生労働省より改めて放課後児童クラブにおける防犯に係る安全確保についての周知依頼がありましたので、別添通知を再度ご確認のうえ、各留守家庭児童育成会において、万が一の場合の避難方法の確認等も含めて防犯に係る安全の確保に引き続き取り組まれるよう、お願いいいたします。

なお、本件につきましては、別途開催される集団指導においても、説明させていただきます。

記

【送付資料】

- ・「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」（写）
平成 28 年 9 月 15 日付厚労省 4 課長連名通知

（放課後事業推進室 担当：加藤 Tel.972-3092）

雇児総発 0915 第 1 号
社援基発 0915 第 1 号
障 障 発 0915 第 1 号
老 高 発 0915 第 1 号
平成 28 年 9 月 15 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)
厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）

先般、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことから、本年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号・社援発 0726 第 1 号・障障発 0726 第 1 号・老高発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長連名通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」により、あらためて社会福祉施設等における高齢者や障害者、児童といった入所者や利用者等（以下「利用者」という。）の安全の確保に努めるよう注意喚起をお願いしたところです。

この点、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保（以下「防犯に係る安全確保」という。）がなされた社

会福祉施設等となることの両立を図る上では、社会福祉施設等の規模や、入所施設や通所施設などの施設の態様を問わず、その状況に応じて、日頃から、①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要です。

つきましては、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、今回の事件の検証を踏まえ、現段階で必要と考えられる別添の点検項目を整理しましたので、下記の事項にも留意の上、管内市町村及び社会福祉施設等に対し周知をし、取組みを図るよう連絡方よろしくお願ひいたします。

また、別添の点検項目については、引き続き、社会福祉施設等に係る関係者や防犯に係る安全確保の専門家などからの意見を踏まえ、追加・修正を行う場合があることを申し添えます。

なお、本通知については、警察庁からも都道府県警察本部に周知いただくよう依頼しております。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものです。

記

1. 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るために、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意すること。
2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討すること。

また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯などに係る研修会・勉強会を実施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力要請や情報交換が容易になるよう配意すること。加えて、近接する都道府県・市町村間等（交通事情や不審者等の生活圏等に鑑み、必要に応じ、都道府県境を越える場合を含む。）で不審者等に関する情報を相互に提供しあう体制を構築すること。

3. 管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、都道府県・市町村は、事前に構築した連携体制に沿って、速やかに各社会福祉施設等に情報を提供すること。また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措置を更に強化しつつ、警察に対し、緊急時の対応について確認しておくなど、防犯に係る安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受けた場合には、関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における防犯に係る安全確保を支援する体制を構築すること。

4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましいこと。

(別添)

社会福祉施設等における点検項目

1 日常の対応

(1) 所内体制と職員の共通理解

- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
- 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動搖を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合

言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。
また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

(3) 施設等と利用者の家族の取組み

- 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るために、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。
 - ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む）
 - ② 対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ）

例：玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。

防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。

防犯性能の高い建物部品（ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等）に交

換する。

③ 接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ）

例：道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。

敷地や建物への出入口を限定する。

④ 監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）

例：夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。

植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。

防犯カメラを設置する。

- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。
- 施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を隨時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。

（6）施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。
- 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。
- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。
- 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
- 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。
- 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示してい

るか。

- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

- 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。

- ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。
 - ・ 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。
 - ・ (利用者の年齢や心身の状態に応じて) 利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。
 - ・ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。
- また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。
- ・ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1. (5) の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

(2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- 施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。

- ・ 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的なおそれがあると判断し

た場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。

- ・ 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動搖させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
- ・ 不審者に対し利用者から離れた場所に移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配意したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
- ・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
- ・ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかつたときであつても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記（1）の体制を確保する。

留守家庭児童育成会における
児童の来所・帰宅時安全点検リスト

- 1. 児童の来所・帰宅時の安全確保についての方針を定めているか。
- 2. その方針を児童、保護者に周知し、実際に機能できるようにしているか。
- 3. 地域の関係機関などと連絡を取り合い、安全確保に関する情報交換が迅速に行えるようにしているか。
- 4. 不審者情報などの連絡が入ったときに、必要な手立てを迅速に講じられるように指導員間の共通理解が図られているか。
- 5. 指導員が児童と一緒に通所経路を歩きながら、経路の確認と安全点検を行っているか。
- 6. 指導員が児童と一緒に通所経路にある「こども 110 番の家」などを、緊急時における児童自身の安全な場所として理解する取り組みをしているか。
- 7. 緊急時に保護者と連絡を取り合い、適切な対応ができるような体制が整っているか。
- 8. 保護者が児童と一緒に通所経路の安全点検を行うよう呼びかけているか。
- 9. また、定期的に行うように呼びかけているか。その結果が反映されるような取り組みがなされているか。
- 10. 保護者が児童と一緒に、通所経路にある「こども 110 番の家」などを直接伺って、顔見知りになるように呼びかけているか。

- 11. 「行き帰りは友達と一緒に」「保護者と決めた経路を通って帰る」「見知らぬ人からの声かけや誘いには乗らない」などを児童・保護者に呼びかけているか。
- 12. 危険を感じたらすぐその場から逃げ、近くの大人や民家、商店（コンビニ・飲食店など）などに助けを求めるよう児童・保護者に呼びかけているか。
- 13. 児童が採るべき安全対策について家庭でも繰り返し指導し、児童自身がそのことを身につけられるように保護者に呼びかけているか。
- 14. 児童や保護者に不安がある場合は、「保護者が迎えに来る」「保護者同士で協力し、また、名古屋のびのび子育てサポート事業などを活用して迎えを頼む」などして、児童の安全を確保するよう保護者に呼びかけているか。
- 15. 日頃から児童の下校時刻を常に把握できるよう学校と連絡を取り合っているか。
- 16. 特別な事情で下校が早まるときなどは、学校から連絡があるような体制ができているか。
- 17. 日頃から地域の関係機関・団体などと接触し、児童の地域での行動について共通理解を深めているか。
- 18. 日頃から地域の関係機関・団体などの会合に出席し、安全に関する情報を交換しているか。
- 19. 地域の関係機関・団体などに事業内容、児童の来所・帰宅時の状況を知らせ、理解を得ているか。

留守家庭児童育成会における繰越金・積立金の適切な管理について

1 趣旨

留守家庭児童育成会の運営に必要な経費については、主に助成金や保護者からの負担金を充当して、運営をされていますが、平成27年度に国の機関から繰越金や積立金について不適切な実態を指摘されています。

実際に、平成27年度から本市が実施している実地指導においても、一部の育成会にて、経常的に収支差額が生じることにより、多額の繰越金や積立金を保管している状況があるとともに、繰越金や積立金を管理している育成会の中には、目的を明確に定められていないものや管理方法が適切でない状況が確認できました。

そのため、改めて下記のとおり取り扱いを定めますので、会計事務について、適切な管理をお願いします。

2 管理に関する取り扱いについて

運営費の差額については、次の2種類（繰越金・積立金）とします。以下に該当しないもの（剰余金、準備金、引当金、その他の残余金）については、その計上が認められませんので、ご注意ください。

区分	運営費の差額	積立金
原資	市の助成金収入以外の収入	市の助成金収入以外の収入
使途	運営経費全般（人件費、光熱水費）	臨時的な目的（移転経費、備品購入、大規模修繕、行事開催）
上限金額	翌年度に支出が見込まれる額	目的別に必要と見込まれる額
管理方法	現金又は通常の運営費を管理する預貯金口座で保管	目的別に通常の運営費を管理する預貯金口座とは別で管理
取崩手続	特になし	その事由が生じた場合に運営委員会での議決に基づき取り崩し
目的外利用	可（通常の運営費内で使途を限定する必要がないため）	原則不可（積立超過が生じた場合は、運営委員会での議決に基づき取り崩し）

（留意点）

- ①上記の上限金額を超過した繰越金及び積立金や目的を特定しない積立金は認められませんので、運営費に差額が生じた場合は、保護者負担金の一部返還等で適切に管理してください。
- ②管理する積立金の種別や取り崩しの手続き等については、各育成会にて経理規定等にその内容を定めてください。
- ③今後、繰越金・積立金の管理について不適切と認められる場合は、市の助成金に余剰金が生じたものとみなし、補助金の返還を求めることがあります。
- ④繰越金については、本来、経常的な経費の一時的な収支不足を補うためのもの（運転資金）ですので、その上限額のあり方については、今後、国の方針や専門家の意見を踏まえて、見直しを検討しています。

3 適用年月日

平成29年4月1日

留守家庭児童育成会の申請書類等の提出期日の遵守について

1 内容

本市においては、留守家庭児童育成会運営助成要綱（以下「助成要綱」という。）に基づき、地域において留守家庭児童の健全育成事業を行う団体であって、一定の要件を満たし、本市の登録を受けた留守家庭児童育成会（以下「育成会」という。）に対し、運営助成金を交付しています。

その申請手続きや運営に関する各種報告書類については、各育成会が運営助成要綱に定める期日までに各区の社会福祉事務所（各区民生子ども課）を通じて、市長に提出しなければならないこととされています。

しかし、近年、一部の育成会からの書類の提出漏れや遅延等により、各区において、助成金交付事務に支障を来す事態が生じています。

今後、助成金の交付にあたって、提出期日までに書類等の提出がされない場合、やむなく、その後の助成金の支給ができない場合もありますので、ご留意いただきますようお願いします。

2 各種報告書類の提出期日について〔一部抜粋〕

様式番号	提出書類名称	提出期日
第3号様式の2	運営委員名簿	毎年4月7日
第5号様式	留守家庭児童育成会解散変更届	解散時又は変更時
第6号様式	留守家庭児童育成会助成金交付 変更申請書	各助成内容による
第10号様式	指導員名簿	毎年4月7日
第11号様式	在籍児童名簿	当該月の7日
第12号様式	児童出席簿	翌月の7日
第13号様式	事業計画書	毎年4月7日
第14号様式	予算書	毎年4月7日
第15号様式	事業実績報告書	翌年度4月30日
第16号様式	決算書	翌年度4月30日

＜参考：留守家庭児童育成会運営助成要綱第8条（登録の廃止）＞

第8 市長は、育成会が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を廃止することができる。

- (1) 第4に定める登録要件を欠くにいたったとき。
- (2) この要綱に定める届出を怠り、又は法第34条の8の3に規定する検査等を拒んだとき。
- (3) 市長が育成会として適当でないと認めたとき。

留守家庭児童育成会における運営状況の異動に伴う変更手続きについて

区分	放課後児童健全育成事業の変更届	留守家庭児童育成会運営助成要綱
提出様式	届出要綱の変更届(第2号様式)	助成要綱の変更届(第5号様式)
根拠規定	名古屋市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱 第3条	留守家庭児童育成会運営助成要綱第7条
変更内容	育成会名	変更の都度、提出
	運営委員会規程	変更の都度、提出
	運営施設	変更の都度、提出
	運営委員長	変更の都度、提出
	その他の運営委員	提出不要 年度当初に運営委員名簿を必ず提出 その後、年度内に異動があった場合は、提出
	運営規程	変更の都度、提出
	指導員	変更の都度、提出 年度当初に指導員名簿を必ず提出 その後、年度内に異動があった場合は、提出
	予算書	提出不要 年度当初の提出のみ
	事業計画書	提出不要 年度当初に指導員名簿を必ず提出 その後、年度内に異動があった場合は、提出
届出時期	変更の日から1ヶ月以内	変更の都度

平成 29 年 4 月 1 日

各留守家庭児童育成会運営委員長 様

名古屋市子ども青少年局
放課後事業推進室長

留守家庭児童育成会における事故報告様式の改正について（通知）

この度、放課後児童健全育成事業者（本通知においては「留守家庭児童育成会」と同じ。）において、事故が発生した場合における事故報告様式を改正いたしましたので、貴育成会の関係者へ周知していただきますよう、よろしくお願ひします。

この事故報告につきましては、既に平成 22 年度より、放課後児童クラブにおいて死亡事故もしくは治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故については、各育成会から区役所民生子ども課あてに報告を行っていただくこととしているところです。

事故報告等の取扱については、引き続き、下記のとおりといたしますのでよろしくお願ひします。

なお、事故発生時につきましては、報告書の提出が行われていない段階においても、まずは電話等にて区役所民生子ども課あてに第一報をくださるよう、よろしくお願ひします。

記

1. 報告の対象となる重大事故の範囲

- ・死亡事故
- ・治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、 I C U に入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）
※基準により、事故が発生した場合には速やかに区役所民生子ども課及び利用者の保護者等に連絡を行う必要があることに留意すること。

2. 報告様式

別紙のとおり（平成29年4月1日より適用）

3. 報告期限

区役所民生子ども課への第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。

4. 報告のルート

- ① 留守家庭児童育成会から区民生子ども課へ報告
- ② 区民生子ども課から子ども青少年局放課後事業推進室へ報告
(名古屋市は愛知県へ報告。愛知県は国へ報告を行う。)

5. 留意事項

- (1) 報告のあった事故について事案に応じて公表を行う場合がある。
- (2) 防げなかった要因や再発防止策等について、市内の事業者等へ情報提供することがある。
- (3) 再発防止策についての好事例と判断した場合は、厚生労働省へ情報提供することがある。
- (4) 報告された情報については、厚生労働省において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表される。

(放課後事業推進室 Tel.972-3092)

放課後児童健全育成事業 事故報告様式 (Ver.2) *水色枠内はプルダウンメニューから選択してください

事故報告日			報告回数					
自治体名	愛知県名古屋市		事業所名	○○放課後児童クラブ				
所在地	○○市○○1-1-1		事業開始年月日	平成○○年○月○日				
設置者 (社名・法人名・自治体名等)	○○会		事業者	○○会				
登録児童数	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	計	
	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	
放課後児童支援員等数			○○名	うち補助員数	○○名			
うち放課後児童支援員数			○○名					
クラブの実施場所	□学校の余裕教室・□学校敷地内専用施設・■児童館・□その他()							
建物その他の設備の規模および構造	専用区画	○○m ²	1人当たり	○○m ²	その他	○○m ²	合計	○○m ²
	建物の構造:鉄筋コンクリート造			建物の階数: 3階建の			1階	
発生時の体制	児童数	30名	放課後児童支援員等数	○名	うち放課後児童支援員数	○名		
事故発生日			事故発生時間帯					
児童の年齢・学年			利用開始年月日					
児童の性別			事故誘因					
事故の転帰			(負傷の場合)負傷状況					
〔死亡の場合〕死因			(負傷の場合)受傷部位					
病状・死因等 (既往歴)	【診断名】	後頭部打撲傷						
	【病状】	-						
	【既往症】	特になし		病院名	○○病院			
特記事項 (事故と因子関係がある場合に、身長、体重、既往歴・持病・アレルギー、免育・免退状況、発生時の天候等を記述)	※事故と因子関係がある場合の、当該児童の教育・保育において留意が必要な事項（気管切開による吸引等の医療行為、経過観察中の疾病名等）についても、この特記事項へ記載してください							
発生場所								
発生時状況								
発生状況 (当日来所時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、2報以降で修正すること)	(記載例) 7:30 授業終了後、学校から徒歩にて来所（健康状態等に普段と変わった点は無し） 14:45 クラブ室内で他の児童とともに宿題に取り組む 15:30 おやつ 16:00 建物外園庭にて、集団遊び（鬼ごっこ、ドッヂボール等） 16:30 各々好きな遊びを開始（当該児童は当初砂場で遊んでいた）※支援員1人が全体の見守りを実施 16:35 他の児童2人と一緒に滑り台で遊んでいたところ、滑り台階段最上段（地上○○m）より転落（自墜児童による転落）※支援員は周りの児童の叫び声を聞き、児童が地面に横たわっているところを発見。救急車を呼びながら、児童の意識等を確認（児童の反応無し） 16:45 保護者へ連絡救急車到着。支援員○○が同乗し、○○市○○病院へ搬送							
当該事故に特徴的な事項	(記載例) 普段は全ての子どもが外遊びをするため、全ての放課後児童支援員が全体の見守りを実施しているが、この日は体調不良により、外遊びに参加しない子どもがいたため、見守りの体制が通常時に比べて手薄となつた。							
発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む)	(記載例) ・当日 17時すぎ 警察による事情聴取 ・翌日 11時～市が事故報告の記者会見実施予定（別紙公表資料参照） ・翌日 17時～クラブにおいて保護者への説明会を実施予定							

* 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。

* 第2報報告に当たっては、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。

* 記載欄は適宜広げて記載してください。

* 直近の指導監査の状況報告を添付してください。

* 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

放課後児童健全育成事業 事故報告様式【事故再発防止に資する要因分析】

要因	分析項目	記載欄【選択肢の具体的な内容を記載】	
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置等)	事故予防マニュアルの有無	(具体的な内容記載欄) マニュアルや指針の名称を記載してください。	
	研修実施回数(回)	実施頻度()回/年	(具体的な内容記載欄) ※実施している場合は、研修内容・対象者・講師等も簡単に記載してください。
	配置員数(人)		(具体的な内容記載欄) 事故発生時ではなく、事故発生当日の支援体制としての配置人数について記載してください。
	その他考えられる要因・分析、特記事項	当該事故に関連する要因や特記がある場合、必ず記入してください。	
	改善策【必須】	要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合はその理由を記載してください。	
ハード面 (道具、設備等)	道具の点検回数	実施頻度()回/年	(具体的な内容記載欄) ※具体的方法等を記載してください。
	道具の点検回数	実施頻度()回/年	(具体的な内容記載欄) ※具体的方法等を記載してください。また、遊具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
	道具の点検回数	実施頻度()回/年	(具体的な内容記載欄) ※具体的方法等を記載してください。また、玩具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
	その他考えられる要因・分析、特記事項	分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記入してください。	
	改善策【必須】	要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合はその理由を記載してください。	
環境面 (育成支援の状況等)	雨上がり直後の外遊びで遊具が濡れており、各自好きな遊びをして支援員が見守っていた等、具体的な育成支援の状況を記載してください。		
	その他考えられる要因・分析、特記事項	分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記入してください。	
	改善策【必須】	要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合はその理由を記載してください。	
人的面 (放課後児童支援員等の状況)	児童の見守りの状況	(具体的な内容記載欄) なぜそのような行動をとったのかを明らかにするため、具体的な記載してください。(例:母親より風邪気味と申し送りあり、いつもは外遊びをするが室内で遊んでいた等)	
	児童の見守りの状況	(具体的な内容記載欄) なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的な記載してください。(例:壁際の反対側で対象児どもう一人の児童を見ていたが、対象児が階下する瞬間に手を差し伸べたが間に合わなかった等)	
	児童の見守りの状況	(具体的な内容記載欄) なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的な記載してください(例:他児のトラブルに対応していたため見ていなかった等)	
	その他考えられる要因・分析、特記事項	分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記入してください。	
	改善策【必須】	要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合はその理由を記載してください。	
その他	その他考えられる要因・分析、特記事項	分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記入してください。	
	改善策【必須】	要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合はその理由を記載してください。	
【所管自治体必須記載欄】 事故発生の要因分析に係る自治体コメント ※事業所(者)は記載しないでください。		自治体の立ち入り検査や第三者評価の結果、勧告や改善命令などの履歴があるかどうか、その結果や改善勧告への対応、今後の研修計画等あればその内容等、所管自治体として把握していること、取り組んでいることを含めて記載してください。	

【事故報告様式送付先】

●厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課少子化総合対策室(FAX:03-3595-2493 Email:clubseenmon@mhlw.go.jp)

(こちらへも報告してください)

●消費者庁消費者安全課 (FAX:03-3507-8290 Email:ishouhisha.onzon@caa.go.jp)

プルダウンメニュー別表（水色のセルには以下の選択肢から選んだものを記載してください）

項目	以下の中から選択してください
事故発生時期	1月～12月
事故発生時間帯	1. 朝(～午前10時頃) 2. 午前中 3. 昼食時 4. おやつ時 5. 午後 6. 夕方(16時頃～) 7. 夜間(19時頃～)
子どもの年齢	1. 6歳 2. 7歳 3. 8歳 4. 9歳 5. 10歳 6. 11歳 7. 12歳 8. その他
クラス(学年)	1. 1年生 2. 2年生 3. 3年生 4. 4年生 5. 5年生 6. 6年生 7. その他
子どもの性別	1. 男児 2. 女児
事故の転帰	1. 負傷 2. 死亡
死因	0. 負傷 1. 窒息 2. 病死 3. 溺死 4. アナフィラキシーショック 5. その他
事故誘因	0. 死亡 1. 遊具等からの転落・落下 2. 自らの転倒・衝突によるもの 3. 子ども同士の衝突によるもの 4. 玩具・遊具等施設・設備の安全上の不備によるもの 5. 他児から危害を加えられたもの 6. アナフィラキシーによるもの 7. 溺水によるもの 8. その他
負傷状況	0. 死亡 1. 意識不明 2. 骨折 3. 火傷 4. 創傷(切創・裂創等) 5. 口腔内受傷 6. その他
受傷部位	0. 死亡 1. 頭部 2. 顔面(口腔内含む) 3. 体幹(首・胸部・腹部・臀部) 4. 上肢(腕・手・手指) 5. 下肢(足・足指)
発生場所	1. 施設敷地内(室内) 2. 施設敷地内(室外・園庭・校庭等) 3. 施設敷地外(公園等)
発生時状況	1. 屋外活動中 2. 室内活動中 3. 食事中(おやつ含む) 4. 水遊び・プール活動中 5. 来所・帰宅中 6. その他
事故予防マニュアルの有無	1. あり 2. なし
事故予防に関する研修	1. 定期的に実施 2. 不定期に実施 3. 未実施
職員配置	1. 基準以上配置 2. 基準配置 3. 基準以下
施設の安全点検	1. 定期的に実施 2. 不定期に実施 3. 未実施
遊具の安全点検	1. 定期的に実施 2. 不定期に実施 3. 未実施
玩具の安全点検	1. 定期的に実施 2. 不定期に実施 3. 未実施
育成支援の状況	1. 集団活動中・見守りあり 2. 集団活動中・子どもたちのみ 3. 個人活動中・見守りあり 4. 個人活動中・子どものみ 5. 食事(おやつ)中 6. その他
対象児の動き	1. いつもどおりの様子であった 2. いつもより元気がなかった(その理由:記載) 3. いつもより活発・活動的であった(その理由:記載) 4. 具合が悪かった(熱発・腹痛等理由を記載)
担当職員の動き	1. 対象児とマンツーマンの状態(対象児に接していた) 2. 対象児の至近で対象児を見ていた 3. 対象児から離れたところで対象児を見ていた 4. 対象児の動きを見ていないかった
他の職員の動き	1. 担当者・対象児の動きを見ていた(至近距離にいた) 2. 担当者・対象児の動きを見ていなかつた

平成29年度

放課後児童クラブ指導員・児童館児童厚生員
初級研修

今回は、初級編のご案内です。毎年好評のドロップスさんによる発達障害の疑似体験を今年度も行います。発達障害の子どもたちの気持ちを感じてみませんか？体験後には、グループで感想や意見などを交換する時間を設けます。多くの方の参加をお待ちしております。

日時：平成29年5月25日（木）9：30～11：50
(受付は9：15～)

場所：名古屋市高齢者就業支援センター 5階大会議室

（昭和区御器所通3-12-1 御器所ステーションビル内）

地下鉄「御器所」下車 ②番出口東へ40m

*駐車場はご利用できませんので、当日は公共交通機関をご利用下さい。

自家用車の方は近隣の有料パーキングをご利用してください。

内容：第1部：ドロップス キャラバン隊in名古屋 公演
(活動内容については裏面参照)

第2部：交流会（グループに分かれて意見交換・発表）

対象：放課後児童クラブ指導員及び児童館児童厚生員
(いずれも経験年数3年未満)

定員：70名

必ず事前にお申し込みください。

初級研修です

締切日前でも、定員になり次第募集を終了します。ご了承ください。

受講費：無料

参加申し込み方法

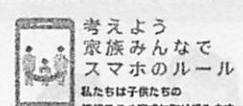
別紙の申込書に記入し、5月19日（金）17時までに

子ども青少年局放課後事業推進室(052-972-4119)までFAXして下さい。

⇒申込み・問合せ先 子ども青少年局放課後事業推進室 Tel.052-972-3092

主催：名古屋市子ども青少年局

ネットの危険からお子様を守るために、 保護者ができること

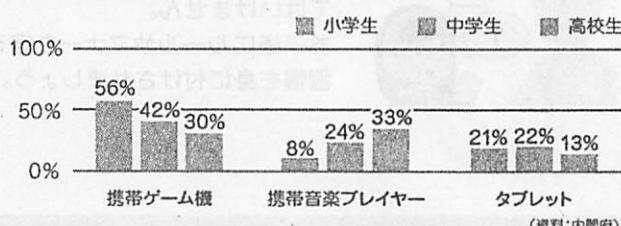
サイバーセキュリティ
普及啓発考え方
家族みんなで
スマートルール私たちも子供たちの
情報マラル育成に取り組みます

インターネット上に、犯罪や薬物に誘う内容や、著しく残虐、わいせつな内容の有害情報が流通する中、青少年によるインターネット利用が急速に拡大しています。

●青少年のスマートフォンの利用率



●青少年のインターネット接続機器の利用率



お子様がどんな使い方をしているかご存知ですか？



スマートフォン



従来型の携帯電話



機能制限携帯電話



パソコン



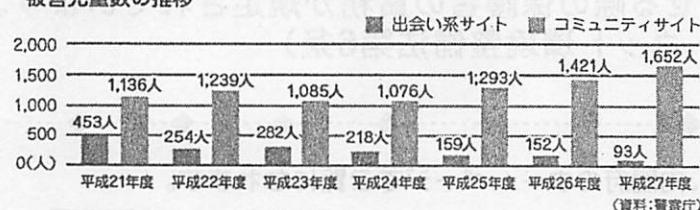
携帯ゲーム機

タブレット端末
(学習用タブレットを含む)携帯音楽
プレイヤー

インターネットにつながる機器は身近にいろいろあります。SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)・掲示板での交流や、ゲーム・アプリでの課金など、保護者が気づいていない使い方をしていませんか？

インターネットの利用に起因して、性犯罪被害など深刻な問題が生じています。

●出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数の推移



被害を受けた児童のうち、約9割がフィルタリングを利用ていません。

ネット上のコミュニケーションによるトラブルやいじめ、ネットの長時間利用による生活習慣の乱れなどの問題も生じています。

◎たとえいたずらのつもりであっても、安易に犯行予告などを行えば、犯罪として罰せられる場合もあります。

◎自撮りによる下着姿や裸の画像を他人に送信してしまい、ネット上に流出するトラブルも発生しています。

保護者ができる3つのポイント

① 被害者にも加害者にもしないために、適切なインターネットの利用を促しましょう。



初めてインターネットを利用する時や新しい機器を持たせる時が肝心です。何のために必要なのか、どのように使うのか、親子で話しあいましょう。



お子様の成長に合わせて、インターネットを利用させる範囲やサービスを広げていきましょう。

② 家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。



実社会でやっていけないことは、インターネット上でもやってはいけません。
お子様にルールやマナーを守る習慣を身に付けさせましょう。

●ご家庭のルールの具体例

- ・名前、顔写真、学校名などは書き込まない。
- ・友達にメールやメッセージのやり取りを強要しない。
- ・利用する場所や時間帯を決める。
- ・パスワードは保護者が管理する。
- ・トラブルの時はすぐ保護者に相談する。

③ 不適切な情報や危険な出会い等を防ぐために、フィルタリングを賢く利用しましょう。



フィルタリングは、お子様が危険な目に遭うリスクを減らせる便利な仕組みです。

年齢や使い方によりレベル設定ができ、利用したいサイトの個別設定もできます。上手に使ってお子様の安全を守りましょう。

お子様の求めに応じ、保護者がフィルタリングの重要性を理解しないまま、フィルタリングを設定していないケースが増えています。

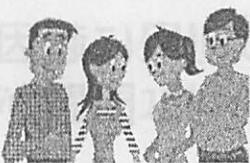
●スマートフォンの場合

スマートフォンの機種によって使い方や設定が異なりますので、購入時に販売店やメーカーのホームページで確認しましょう。

保護者自身が気を付けること



お子様は保護者の行動を見て、学び、育ちます。お子様だけでなく保護者自身も適切なインターネット利用を心がけましょう。



お子様のネット利用に起因するSOSを見逃さないよう、地域、学校、学級、保護者間でお子様たちを見守りましょう。

お子様にインターネットを利用させる際の保護者の責務が規定されています。
(青少年インターネット環境整備法第6条)

- より詳細なリーフレットを御所望の方は、内閣府のホームページでご覧になれます。

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/index.html>



- また、内閣府のホームページで関連情報をご提供しています。

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>

詳細なリーフレットについては、こちらから

関連情報については、こちらから